

# 公益社団法人日本新聞販売協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本新聞販売協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、新聞の普及を通じて、全ての国民が、居住する地域、その他の要因に関わらず、等しく文字・活字情報を享受できるようにすることにより、健全な民主主義の発展、文字・活字文化の振興、豊かな人間性の涵養に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新聞の普及に向けた改善に関する事業
- (2) 新聞で伝達される文字・活字文化の振興に資する事業
- (3) 新聞戸別配達制度の維持、向上に関する事業
- (4) 前各号の事業に附帯する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 社員

(本会の構成員)

第5条 本会は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 新聞の戸別配達を営む法人事業者及び個人事業者
- (2) 賛助会員 新聞送達に付随する折込広告及び新聞即売を取扱う事業を営む法人事業者及び個人事業者を構成員とする団体のほか、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者

2 前項の会員のうち正会員を構成員とする団体又は法人が定めて会長に届け出る1名の代表者(以下「正会員代表者」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員代表者をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会には正会員代表者以外の会員も参加できるものとする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会として毎年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員代表者の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員代表者は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、通常総会にあつては会長又は副会長とし、臨時総会にあつては社員若しくは社員を兼ねない地区本部長又は会長若しくは副会長の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員代表者 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員代表者の議決権の過半数を有する正会員代表者が出席し、出席した当該正会員代表者の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会において、総正会員代表者数の半数以上であつて総正会員代表者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の候補者は、決議する前に履歴書を提出し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号に規定する欠格事由に抵触しない旨を証明しなければならない。

(書面議決等)

第 18 条 総会に出席できない正会員代表者は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員代表者を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員代表者は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員代表者が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員代表者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち総会において選任された議事録署名人 2 人以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 50 名以上 70 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、8 名以内を副会長、1 名を専務理事とし、1 名を常務理事とすることができる。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事のうち、11 名以上 25 名以内を常任理事とする。

4 第 2 項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会の理事を兼ねることができない。

- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族、その他特別な関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序により会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
- 5 常務理事は、事務局を統括し、会長、副会長及び専務理事を補佐し、業務を執行する。
- 6 常任理事は、理事会から特に委任された事項を処理する。
- 7 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第 27 条 本会に顧問及び相談役をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

3 相談役は、本会の事業に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び相談役に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(6) その他法令及び定款で定める事項

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 本会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場



合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

（公告）

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は志村榮三郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 附 則

- 1 この定款の変更規定は、総会の議決日(平成29年7月28日)より実施する。

### 附 則

- 1 この定款の変更規定は、総会の議決日(令和3年9月15日)より実施する。

### 附 則

- 1 この定款の変更規定は、総会の議決日(令和4年9月16日)より実施する。